



## “令和8年度補助事業の紹介”

今回の「環境だより」は、環境保全課が実施する補助事業につきまして紹介させていただきます。

今年度は、町民の生活環境に対する被害及び迷惑の未然防止を図る取り組みとして「犬猫に対する不妊・去勢手術費補助事業」、生ごみの減量化を図る取り組みとして「家庭用生ごみ処理機の購入補助事業」、各家庭への再生可能エネルギーシステム普及の取り組みとして「住宅太陽光発電システム設置費補助事業」など様々な環境問題の改善に向けての事業を展開いたします。

### 各種補助事業の紹介

各補助事業につきましては、事前申請又は事後申請となるもの、申請時期に期限があるもの、そして予算の範囲内で限りがあるものがあります。事業概要を含め、詳しい内容につきましては、環境保全課までお問い合わせください。

補助事業名	補助額	概要
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助	手術費用の全額 ※100円未満切捨て	飼い主のいない猫（野良猫）の不必要な繁殖を防ぐことにより、際限のない増加を防止すること及びそれらの猫による被害未然防止を目的としています。 ※手術実施後の申請手続きとなり、飼い猫と区別するために耳カットが必要となります。
動物（愛護）関係 犬又は猫の不妊・去勢手術費補助	上限 3,000円/匹	飼い犬・猫の不妊・去勢の手術を実施し不必要な繁殖を制限し、野良となることを防ぐことを目的としています。 ※手術実施後の申請手続きとなります。予算の範囲内であれば複数件の申請ができます。
飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ装着費補助	上限 3,000円/匹	迷子になった時や、災害時等に保護収容した犬・猫の飼い主への早期返還を目的としています。 ※登録完了後の申請手続きとなります。予算の範囲内であれば、複数頭の申請もできます。

**【注意】**なお、各補助事業について、2月・3月に手術した場合は、同じ年度の3月31日までに補助申請を行ってください。

補助事業名		補助額	概要
脱炭素 (再エネ) 関係	住宅用 太陽光発電システム 蓄電池システム 燃料電池システム 設置補助	上限 100,000円/台 (各システム)	自ら居住する(居住しようとする新築含む)町内の住宅に各種システムを設置する際の補助事業です。設置工事前の申請手続きとなります。
	ゼロエネルギーハウス 導入補助	上限 200,000円/戸	自ら居住する町内のゼロエネルギーハウス導入した際の補助事業です。居住開始から6ヶ月以内の申請手続きとなります。
	自家用電気自動車(EV) 導入補助	上限 200,000円/台	自家用電気自動車を導入した際の補助事業です。初度登録日等から1年以内の申請手続きとなります。
廃棄物 (ゴミ) 関係	家庭用生ごみ処理機等 購入補助	購入価格の1/2以内 (上限20,000円) ※100円未満切捨て	電気式生ごみ処理機を購入した際の補助事業です。 なお、1世帯当たり5か年度につき1基を限度とします。
		購入価格の1/2以内 (上限5,000円) ※100円未満切捨て	コンポスト容器を購入した際の補助事業です。 なお、1世帯当たり5か年度につき2基を限度とします。
	※機器購入後(6か月以内)の申請手続きとなります。		
	可燃ごみ収集箱設置 整備補助	●1,400ℓタイプ 設置価格の1/2以内 (上限50,000円) ●700ℓタイプ 設置価格の1/2以内 (上限30,000円) ※100円未満切捨て	環境美化、動物によるごみの散乱防止等を目的として、利用者(地元住民)によりステーション管理している団体(自治会・組)への補助事業です。 ※収集箱設置(購入)前の申請手続きとなります。
可燃ごみ収集箱改修費 補助	●1,400ℓタイプ 改修費の3/4以内 (上限40,000円) ●700ℓタイプ 改修費の3/4以内 (上限20,000円) ※100円未満切捨て	既存の可燃ごみ収集箱の蓋を軽く開けられる(重しを付ける)ための改修費用に対し、利用者(地元住民)によりステーション管理している団体(自治会・組)への補助事業です。 ※収集箱を改修する前の申請手続きとなります。	
生活排水関係	公共浄化槽設置補助 (宅内・宅外配管を除く)	補助限度額(工事費) 5人槽 837,000円 7人槽 1,043,000円 10人槽 1,375,000円  工事費の1割が分担金となります。(補助限度額を超えた場合は工事費の1割+超過分が分担金となります。)	生活排水による水質汚濁の防止を目的に、合併処理浄化槽を設置する際(水洗化)の補助事業です。補助額は、設置工事の内容により異なります。 ※設置工事前の申請手続きとなり、令和8年12月15日までの申請となります。 (工事業者は入札等により決定します。)

本内容での不明な点についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

鬼北町役場 環境保全課 電話0895-45-1111 (内線2441~2444)